

(裏)

豊郷町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度について

■本人通知制度とは

この制度は、住民票の写しや戸籍謄抄本などを本人の代理人やそれ以外の第三者に交付したときに、事前に登録している人に対して、住民票の写し等を交付した事実をお知らせする制度です。

第三者等に事前登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、事前登録者またはその法定代理人に『住民票の写し等交付通知書』を郵便で送付します。

■事前登録の対象者

- ①豊郷町の住民基本台帳に登録のある人(除かれた人を含む)
- ②豊郷町の戸籍に記載されている人(除かれた人を含む)

■事前登録の申込

豊郷町役場住民生活課窓口で申込書を提出してください。
代理人により申込みを行うときは委任状が必要となります。

次のいずれかに該当する場合は、郵便または信書便により申込みをすることができます。

- ①疾病、その他やむを得ない理由により、直接手続きをすることができない場合
- ②他の市区町村に居住している場合

■本人通知の対象となる証明書

- ①住民票の写し(除票を含む)
- ②住民票記載事項証明書
- ③戸籍の附票の写し(除附票を含む)
- ④戸籍の謄本・抄本(除籍、原戸籍を含む)

■通知内容

- ①住民票の写し等の交付年月日
- ②交付した住民票の写し等の種別および通数
- ③交付請求者の種別

■通知の対象とならないもの

- ①住民票関係では、同一世帯の人からの請求
- ②戸籍関係では、同一戸籍に記載されている人、その配偶者または直系尊属もしくは直系卑属からの請求
- ③国または地方公共団体からの公用請求
- ④住民基本台帳法や戸籍法で定める裁判手続きや紛争処理手続きのための請求

■登録事項の変更・廃止

登録期間中に住所、氏名など登録内容に変更が生じた場合や、登録を廃止したい場合は、必ず事前登録内容変更・廃止の届出を行ってください。

■申込窓口および問い合わせ先

〒529-1169

滋賀県犬上郡豊郷町大字石畑375番地

豊郷町役場 住民生活課 戸籍住民係

TEL 0749-35-8115

FAX 0749-35-4588

E-mail juminseikatu@town.toyosato.shiga.jp